

春日部市立図書館条例の一部を改正する条例

春日部市立図書館条例（平成17年条例第183号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は項の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条又は項を当該改正後の欄の条又は項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <p>(2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市立武里図書館</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市大枝89番地 2街区1棟</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市立庄和図書館</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市金崎839番 地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入館等の制限)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、図書館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、職員の指示に従わない者に対し、図書館資料及び施設の利用を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>春日部市立中央図書館及び春日部市立武里図書館</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) <u>春日部市立庄和図書館</u> 午前9時から午後7時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 <u>春日部市立中央図書館及び春日部市立武里図書館</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p>	名称	位置	春日部市立武里図書館	春日部市大枝89番地 2街区1棟	春日部市立庄和図書館	春日部市金崎839番 地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <p>(2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市立武里図書館</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市大枝89番地 2街区1棟</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市立庄和図書館</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市大枝89番地 2街区1棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入館等の制限)</p> <p>第6条 <u>館長</u>は、図書館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</p> <p>2 <u>館長</u>は、職員の指示に従わない者に対し、図書館資料及び施設の利用を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会教育長（以下「教育長」という。）</u>が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>開館時間</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 <u>図書館</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p>	名称	位置	春日部市立武里図書館	春日部市大枝89番地 2街区1棟	春日部市立庄和図書館	春日部市大枝89番地 2街区1棟
名称	位置												
春日部市立武里図書館	春日部市大枝89番地 2街区1棟												
春日部市立庄和図書館	春日部市金崎839番 地1												
名称	位置												
春日部市立武里図書館	春日部市大枝89番地 2街区1棟												
春日部市立庄和図書館	春日部市大枝89番地 2街区1棟												

2 春日部市立庄和図書館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

3 教育委員会は、前2項に規定する休館日のほか、図書館の管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 教育委員会は、図書館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第12条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書による図書館の管理運営が市民の平等な図書館の利用を確保することができること。

(2) 事業計画書の内容が図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。

(4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(指定の制限)

第13条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

(1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以

2 教育委員会は、前項に規定する休館日のほか、図書館の管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

下「役員等」という。)となっている団体

(2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第122条に規定する法人を除く。)又は役員等となっている団体

(3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人(令第133条に規定する法人を除く。)又は役員等となっている団体

(欠格事項)

第14条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人その他の団体

(3) 法人その他の団体の代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 図書館の利用に関する業務

(2) 図書館の施設(設備及び物品を含む。)の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第7条及び第8条の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準等)

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に図書館の運営を行うこと。
  - (2) 図書館の維持管理を適切に行うこと。
  - (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第19条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の業務の実施状況及び施設の利用状況
  - (2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたもの
- (事業報告の聴取等)

第18条 教育委員会は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第19条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の業務又はその経理に関する教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 第12条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条各号の指定の制限及び第14条第1項各号の欠格事項に該当したとき。
- (4) 第16条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、図書館の施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第22条 (略)

(委任)

第11条 (略)

## 附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。ただし、第11条を第22条とし、第10条の次に11条を加える改正規定は、公布の日から施行する。